

平成25年6月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成25年6月13日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成25年6月13日 午前9時2分宣告（第7日）

応 召 議 員 1 番 森 正彦 2 番 片岡 勝一 3 番 松浦 隆起
4 番 岡村 統正 5 番 坂本 貞雄 6 番 中村 卓司
7 番 氏原 義幸 8 番 松本 正人 9 番 永田 耕朗
1 0 番 西村 清勇 1 1 番 今橋 壽子 1 2 番 嶋崎 正彦
1 3 番 徳弘 初男 1 4 番 藤原 健祐

不応召議員 な し

出 席 議 員 1 番 森 正彦 2 番 片岡 勝一 3 番 松浦 隆起
4 番 岡村 統正 5 番 坂本 貞雄 6 番 中村 卓司
7 番 氏原 義幸 8 番 松本 正人 9 番 永田 耕朗
1 0 番 西村 清勇 1 1 番 今橋 壽子 1 2 番 嶋崎 正彦
1 3 番 徳弘 初男 1 4 番 藤原 健祐

欠 席 議 員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	榎並谷 哲夫	教 育 次 長	岩本 敏彦
副 町 長	西森 勝仁	産 業 建 設 課 長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健 康 福 祉 課 長	下川 芳樹
会 計 管 理 者	西森 恵子	町 民 課 長	横山 覚
総 務 課 長	岡林 護	国 土 調 査 課 長	氏原 敏男
税 務 課 長	田村 秀明	農 業 委 員 会 事 務 局 長	氏原 謙
収 納 管 理 課 長	橋掛 直馬	病 院 事 務 局 長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議事日程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成25年6月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成25年 6月13日 午前9時開議

- 日程第1 議案第50号 平成25年度佐川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議案第51号 平成25年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第52号 平成25年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第53号 平成25年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第54号 平成25年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第55号 平成25年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第56号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第57号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第58号 佐川町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 日程第10 議案第59号 旧浜口家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

- 日程第 11 議案第 60 号 佐川町立保育所を仁淀川町住民の使用に供させること
について
- 日程第 12 議案第 61 号 字の区域及び名称の変更について
- 日程第 13 議案第 62 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 14 議案第 63 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 15 所管事務調査報告について
総務文教常任委員会
産業厚生常任委員会
- 日程第 16 議員派遣について
- 日程第 17 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 50 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番（森正彦君）

補正予算書の 17 ページ、健康福祉課長にお尋ねします。

保育士等処遇改善臨時特例事業補助金 940 万と、補助金が出ています。これは、保育所の処遇改善に、現状で格差があるから、ということであると思いますが、このことに関する格差というものをどのように捉えているか、お聞きしたいと思います。基準とかがありましたら、お願いします。

健康福祉課長（下川芳樹君）

お答えいたします。この制度については、平成 25 年度予算を申請した後にですね、国のほうから新たに、処遇改善の臨時特例事業として事業化されたものでございまして、私立保育所に対する支援、処遇改善の支援金ということになっております。

これは、公立保育所と比べまして、私立保育所の場合、保育士自体のその勤務年数というものが、短期で抑えられているというふうなことから、保育士自体の賃金レベルというものが、ある程度低く抑えられていると。その部分に関してですね、補完をするというふうな形で、県のほうの「安心子ども基金」のほうに、補助としておりまして、県から全市町村のほうにですね、そういう形で交付されるものでございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 50 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 51 号、平成 25 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 51 号、平成 25 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 52 号、平成 25 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 52 号、平成 25 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求

めます。

賛成全員。

したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 53 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 53 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 54 号、平成 25 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

8 番（松本正人君）

この補正はですね、職員の給与のことだと思いますが。で、参考資料をいただいておりますけれども、これは、単純にですね、僕よく、全く吟味ようしてないんですが、だからゼロからの質問ですが。単なる、これ役職とか、等級とかですね、その人数の違いとか云々で、このような体系になってるのかどうか、お伺いしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。水道の企業職員は、当初予算でも 4 名、人事異動でも 4 名、変わりございませんが、この参考資料のところをごらんいただきますように、当初予算組むときには、課長補佐が係長を兼務する、つまり課長補佐 5 級での給料 1 名、それから 3 級の主任が 2 名、それと主事、1 級の 1 名というふうに予算組んでおりました。それが、人事異動によりまして、5 級の課長補佐が 1 名、4

級の係長が1名、3級の主任2名という人事配置になり、不足が生じたものでございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第54号、平成25年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第55号、平成25年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

8番（松本正人君）

そんなに大した質問ではございませんが、カーテン賃借料等の補正であるというふうにお伺いしておりますけど、いわゆるこれ、賃借料というのは、リースというふうに捉えてええのかどうか、ということなんですが、お伺いをしたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

お答えいたします。そのとおりでございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 55 号、平成 25 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 56 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 56 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 57 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 57 号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 58 号、佐川町子ども・子育て会議設置条例の制定について、質疑を行います。

1 番（森正彦君）

佐川町子ども・子育て会議設置条例はですね、2015 年 4 月 1 日から施行予定の子ども・子育て新制度との関係であると思うんですが、どのような関係なのか、それからどのような内容を協議するのか、そして第 3 条で、（1）は保護者となっておりますが、（2）の子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者がありますが、具体的には、どのような方を想定しているのか、（3）も同様でございます。

また、会議の目的の内容からすると、女性が必然的に多くなると思いますが、特に、やはりこういう女性の登用ということで配慮していけば、女性の多くの意見を吸収できるではないかというふうに考えますので、その 3 点をお伺いします。

健康福祉課長（下川芳樹君）

お答えいたします。この子ども・子育て会議の設置につきましては、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の審議会その他の合議制の会議として、佐川町子ども・子育て会議を設置するとともに、同条第 3 項の規定により会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

この子ども・子育て支援法第 77 条の条文の中身ですが、これは、市町村は条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう務めるものとする。というふうな条文になっておりまして、その 1 が、特定教育保育施設の利用定員の設置に関し、第 31 条第 2 項の規定する事項を処理すること。2 として、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 3 項に規定する事項を処理すること。3 つ目として、市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項の規定する事項を処理すること。

というふうに、この会議の中身自体は、このように、子ども・子育て支援事業計画の策定と、その自治体における保育施設の利用定

員を定めるというふうな内容を持っております。

また、第3項のほうにつきましては、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し、必要な事項は市町村の条例で定めるということになっておりまして、今回、条例で定めるものでございます。

また、委員につきましては、現在ございます佐川町次世代育成支援対策地域協議会の委員の皆様等を参考にさせていただきまして、教育委員であったり、民生主任児童委員であったり、子供にかかわる関係機関であったり、行政機関であったり、また学識経験者であったり、また行政のほうからは、総務課、健康福祉課等を交えた組織としたいというふうに考えております。

なお、女性の登用については、その組織の中からですね、御意見として女性の意見を反映できるような形で十分配慮をしていくように検討していきたいと考えております。以上です。

1 番（森正彦君）

定員等を検討するというお話がありましたが、定員は施設によって、もう既に決まっているのではないかと思われますが、それを見直すということなんでしょうか。

それとですね、新たな制度では、契約制度とかいうことになるわけですが、その契約といいますか、契約あるいは時間制、そういったことも導入されると、短時間保育、長時間保育、そういったことも出てくると。そういったものの認定なんかも、この会議ですのでしょうか。お伺いします。

健康福祉課長（下川芳樹君）

お答えいたします。定数につきましては、現在今、町内に私立5園、それから公立2園がございます。そのような施設につきまして、今現在、待機児童というものは、ゼロというふうな状況でございますが、新制度においてですね、その各7園、それからその他それに関して、また小規模で定員20名以内というか以下の保育所を運営していくような新たな制度も導入されてまいりますので、そういう施設が必要であるかないかとか、それからその施設内において、どういう形で、今現在定数を定めていると同じように、そのエリアの中でですね、どれだけの保育をしなければならない子供さんなり、それから支援をしなければならない子供さんなり、っていうふうな部分を把握し、また施設の、現施設の状況によってですね、定数を定めていくと。

また、制度の中では、改めてですね、今現在の保育内容と異なる

ような流れも想定されます。そのような内容についてですね、保護者、また町民の皆さんの意向を聞きながら、この会議の中で、それを練り上げていって計画をつくり上げていくというのが会議の趣旨であります。

また、その計画をつくり上げるだけではなくですね、その後の管理とかというものもあわせてですね、その会議が担っていくような役割を持っております。以上です。

1 番（森正彦君）

この佐川町の子ども・子育て会議において、新しい制度が出てきた場合、その時間の問題もありますし、地域別の保育料の設定ができる、あるいは保育園、高度な保育をする場合に、高い保育料も設定できるというようなこともある、というふうなことも想定されるわけですが、総合的に新制度の中で、佐川町の子供たちにとってよい保育ができるようなことを、この中で検討し、話し合っただけで決めていく、町に提言していくと、こういうことになるのでしょうか。

健康福祉課長（下川芳樹君）

お答えします。子ども・子育て支援事業計画の中身というものは、あくまでも、その町の保護者の皆さん、それからそれにかかわる、保育にかかわったり子育て支援にかかわったり、次世代の育成にかかわったり、そういう関係者の皆さんの御意見も反映させながらつくっていくわけなんです、あくまでも、その国の制度ということで、国自体が 27 年度から実施に向けて進めているところでございますが、まだ十分に、方向性とかですね、内容について、明確な状況ではございません。

今後につきましては、国の動向なりを注視しながら、できるだけ佐川町の子育て支援につながれるような事業計画に進めていけるような話し合いができるように、努力をしていきたいと考えております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 58 号、佐川町子ども・子育て会議設置条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 59 号、旧浜口家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

8 番（松本正人君）

この旧浜口邸住宅ですけれども、基本は、これによりますとですね、第 5 条の 2 ですね、指定管理者に行わせることができる、とこういうふうになってますし、これまでの説明の中でも指定管理というようなことを言ってるわけですが、この業務の内容から見ましたらですね、浜口家の公開、それから観光推進事業、そして貸部屋及び体験宿泊事業等というふうになっちゅうわけですが、これも。実際、この浜口邸の中にですね、観光協会の事務所を設けるということで、先ほど決まりました条例のとおり派遣の職員も置いて、そこへ常駐する職員も置くわけですが、それとほかにですね、他の方に指定管理を行わずと、こういう考えでられるのでしょうかということが 1 つ。

それからですね、この機会に聞いちょきたいですけれども、貸部屋及び体験宿泊事業と、こういうふうになりますと、部屋を貸すというふうになりますと、いわゆる 24 時間といいますかよね、夜もずっと使っていただくと、こういうことになるわけですし、それから、布団とか毛布とか、そういった用意も要ります。セルフでやっていただくにしてもですね、その布団とか毛布の管理とかいうことになってくるわけですが、そんなようなちょっと細かいですが、どういうふうにこれを進めていこうとしているのか、お伺いをしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。指定管理は、今、想定しておるのは、公募によらない方法で、佐川観光協会のみを想定してございます。

提案理由の説明でも御説明いたしましたとおり、浜口邸には佐川観光協会事務所、それと休憩スペース、展示スペース、体験宿泊スペースというものを想定してございます。

それで、この体験宿泊というのは、通常の宿とかいうことではなく、京都とか奈良でやられております町屋方式を採用したいと考えてます。これは、よくそちらのほうへ行きましたら、文化財的価値の高い建物を活用した宿泊方式でございまして、その宿泊客と一晩とかいうて、短期的に賃貸契約を結ぶものでございます。通常のアパートやったら1年間とかそれ以上とかいう契約を結んで貸し借りするわけですが、一晩の賃貸契約を結んで、その一部分、ここでは体験宿泊スペース、想定しておるのは、奥の端の床の間のあったところの8畳間が2つあったと思いますが、あちらのほうを想定しております。

そして、食事とかいうものは提供せずに、賃貸契約ですので、布団、毛布というものの貸し借りは当然用意はして、観光協会のほうでセットしておかなくてはなりません、食事なんかの提供はございませんし、また、あそこで、食事を自分らでつくりたいという場合には、簡易の調理場ございましたので、あそこをお貸しする。あるいはまた、町内へ出て行って、町内の飲食店で食事をしてきていただきたいというのが本来のねらいで、地元へなるだけ出て行っていただくというようなことで、こういったことでも取り上げております。

これら全てについては、指定管理を行います佐川観光協会のほうで、そういった業務にも当たるようにしてございます。

8番（松本正人君）

観光協会のほうに指定管理を行うと、こういうことですがけれども。そうするとですね、要するに、その指定管理料をもって云々という話は、もちろん前段に聞いておりますけれども。そうすると、基本的には、浜口邸の観光協会の職員、派遣のほうじゃなくてですね、それから臨時職員等はですね、この指定管理料の中からですね賄ってもらおうというふうに捉えてええのかどうか。

それからですね、この指定管理というのはですね、いつもここで話し合う予算上はですね、そこへ任すときの、まあ言うたら、全体の金額しか出てこんわけですがけれども。これに対して収支ですよ、こういうものは、通常見られないわけですがけれども、それが、こう、見れるような状況によね、できるとお考えなのかどうか、そのことをお伺いしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

ちょっと私、いまいち御質問の趣旨がのみ込めてなくて、ちんぷ

んかんぷんの答弁になるかもしれませんが。この指定管理で、旧浜口邸住宅を指定管理するわけですが、これ、指定管理するときには、また議会のほうに議案として提出させていただくようにしてございます。

指定管理に行くのは、今の想定では 10 月からを想定しておりますので、9 月には指定管理と、議案として出ささせていただくということになるかと思いますが。指定管理料全てで、ここの職員とかいうことを賄うのではなくて、雇用対策とか、ほかにも指定管理で町から受けるものがございますので、そういったものの中、あるいは町の業務委託とかいうような幅広い中で、職員の人件費を賄うようにしてございます。

（「休憩願います」の声あり）

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 9 時 35 分

再開 午前 9 時 44 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

6 番（中村卓司君）

少し詳しく聞かせていただきたいと思います。というのは、体験宿泊事業の内容について、もう少し詳しく聞かせていただきたいということと、この宿泊というふうになれば、いつも心配されるのが、同業者のバッティング問題が出てくるわけでございますけれども、ある程度理解を得られているような話し合いがなされているのかということと、もう 1 点は、8 条の中にあります括弧書き、（ただし、体験宿泊事業に利用する場合は除く。）と書いてあるのは、休館日利用するの時間は、利用ができるというような内容やと思いますけれども、そのときの管理っていうのは、どういうふうになされるのかを聞かせていただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。これは、先ほども言いましたが、宿屋とか宿泊施設とかいうようなものでなくて、ここに、体験的に、こういった歴史的建造物、いにしへの建物に体験で宿泊したいという方への

賃貸でお貸しする、短期間、一晚とかいう形でお貸しする機能を、先ほども言いましたように想定してございまして、これが、町内の旅館業者とバッティングしていくとかいうことは決して、そういうことはないというふうに想定してます。

このさらに、この体験宿泊施設につきましては、はっきり言いまして、今現在、こういうにやっていくとかいうような確定はございませんでして、指定管理を10月1日から観光協会受けるものでございまして、それまでの過程の中で、観光協会の総会あるいはまた役員の皆様方、具体的に検討してから、賃借料の決定とかいうことに取り組むようにしてございます。

そういうことで、今はよそにある町屋の事例とか、そういったことだけで説明しかできませんが、さらに、当然同業者の方々への配慮、バッティングせんように、それと管理面についてもどのようなことが考えられるかいうのを委託先の観光協会の役員総会等の皆さんとも一緒に話しながら、よりよいものにしていきたいと考えてございます。

6 番（中村卓司君）

バッティングはしないというような理解をされているようでございますけれども。いずれにしても宿泊ですので、1日泊まるというふうな利用のことを考えられるわけですね、この言葉からいきますと。いくら体験型といいましても、宿泊ができるということになれば、バッティングは、するという理解が当然のことだと思いますし、またもう1点ですね、この13条の利用料の関係で、1時間当たりの単価が出ておりますけれども、もし宿泊ということになれば、例えば、7時から入って7時に出ていくということになれば、12時間という設定になりますよね。そうすると、とてもじゃないけど、すごい金額になっていくかと思っておりますけれども、その点の配慮というものは、十分になされているかということをお聞かせを願いたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

これ、あくまでも体験いうことでございまして、宿泊施設、通常の宿泊施設へ入って接待しておもてなしをしてとか、いうようなことは想定してございませんでして、今言いましたように歴史的建造物、こういったものへ泊まれりゃええねえということで、京都、奈良なんかで泊まっておる、そういった方式ですので、料金については、必要最低限の料金を想定しております。

これにつきましても、先ほど言いましたように、10月1日の指定管理に向けて、観光協会の総会、役員等の皆さんとの具体を話して、本当に佐川町にとって、こういう体験を、宿泊をすることによって、地域の同業者の方にも効果があり、地域でもよかったと言われるようなものを議論して、これからつくり上げていきたいというふうに思うております。

6番（中村卓司君）

比較的、楽観論ではないかというふうに思っています。想定内、想定外ということも、いろいろ震災の関係で言われるんですけども、かなりの部分の気配り、手配りをしとかんと、後になって、京都、奈良のそういう事例があるにしても、それと同じというふうな考え方を、ここに持ち込むとですね、大変大きい問題には、なりやあせんろうかという心配がします。

だから、私いつも申し上げますとおり、一手、二手足らしておくということが、将来について問題を残さないということがありますので、相当に慎重にやってほしいと。

課長が言われるとおり、今、既存の旅館ないし、その宿泊施設の方にもメリットがあるというふうな発言がありました。果たして、それが、どういう根拠を持って言うのか。佐川町においでのお客さんがたくさん増えて、とてもじゃないけれども、この浜口邸の体験学習では、あり余る方が来て宿泊をしていくというふうな想定だろうということしか、私には考えられませんけれども。果たして、どうかあという部分があります。

それと、そうですね、これは言葉が少し見つかりませんが、宿泊を希望されるお客様が、歴史的建造物に関心を持つ人だけが泊まれるという、泊まりに来るというふうなことだけを考えても、危ない関係がするわけです。もちろん町長の許可も、その許可も要るわけですが、果たしてその線引きが、お客様の線引きが、どこまでできるかなど、いう部分も心配をされますので、そういったことを十分に踏まえて実施をしていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

産業建設課長（渡辺公平君）

御質問の趣旨、全くそのとおりであろうと思っております。初めての試みであろうといえども、よそから来ていただいて、また町内の方が泊まっていたかどうかもしれませんが、細心には細心の検討を重ねて、ありとあらゆる方の意見を聞いて取り組んでいかなければならな

いと思っております。

そういうことで、観光協会というものをつくったわけですので、御質問の趣旨を十分理解して、そのように考え、取り組んでいきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

8 番（松本正人君）

私は、せっかく高いお金をかけてつくったものですからよね、いかに利用しやすいものにするかということを追及せないかんろうと思えます。

あとは、初めてのことが多いですので、やってみにゃわからんところもあるんで、やりながら修正も加えないかんろうと、こういうふうに思いますが、ちょっと気になりますかね、この条例はよね、「規則で定める日から施行する」とこういうふうになってますよね。

それで、まあ言うたら、「指定管理者の指定に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる」とこういうふうになっちゅうわけですから、これ即ということじゃないけれども、これ実際に、これが、この条例が運用されるのは、いつごろというふうにお考えなのかよね、ということと、それから、日は忘れましたが、今月中やなかったですかね。はや、鷹ノ巣の太陽光の事業は始まりますよね。それで、後の飲み会をですね、ここでやるというふうに御案内をいただいているがですけども、これは間に合うた話なのかどうなのかということをお伺いしたいと思えます。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。この附則のところの規則で定める日というのは、想定では8月1日を考えてございます。これは、現の観光協会、任意組織でございますが、8月1日に法人化をしたいという考えでございますが、法人化していくのには、手続き的なものもありますので、確実に8月1日にならん場合も想定されます。

そういったことで、始めから指定せずに、規則で確実な日を定める、目標としていくのは8月1日でございます。それまで、8月1日になれば、観光協会を事務所に移していき、そこで10月1日から指定管理を受けるという形になりますが、それまでの間は、あくまでも町の財産ということで、町のほうが管理をしていくべきものと考えてございます。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。浜口邸につきましては、さまざまな議論をいただいております。今後、これの活用について、広く町内外に知らしていただいて、その中から、ここで、先ほど議論がありますように、この浜口邸で指定管理者なり、あるいは町が利益を得るということではなくて、やはり観光の拠点としたいというふうを考えまして、その中で、歴史的な建造物、これは大変長い時間がたった上での建物でございます。そういった建物にも関心をもった方も、世界には大勢おいでということも考えまして、そういうことを起点にしてやりたいと考えております。

それで、太陽光の、御案内のように、鷹ノ巣の起工式、これを18日に、私も御案内いただいておりますが、そのときに、事前に浜口邸の、外へのPRも含めて、使っていただいたらどうかということで、業者の方にも相談をしまして、どうですかということで、ぜひという話がございます。そこで直会という形になったという経過がございます。

そういったことで、今、この条例と若干整合しませんけども、その間に、できるだけPRもしていきたいという思いがございます。あそこを使用してもらうことにしました。以上です。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前9時57分

再開 午前9時58分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設課長（渡辺公平君）

おっしゃるとおり、ここで書いておるのは、体験宿泊施設を利用する場合は除くということですので、これに該当せんと、全て通年ということになります。

産業建設課長（渡辺公平君）

観光協会に指定管理するわけですが、観光協会になるわけですが、そのあたりについても、具体的に、これはまあ先ほどの御質問どおりおしかりいただくかもしれませんが、どのようにしていくかということ具体的に観光協会の総会、役員等で議論して、これから

決めていくようにしております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 59 号、旧浜口家住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 60 号、佐川町立保育所を仁淀川町住民の使用に供させることについて、質疑を行います。

1 番（森正彦君）

この協定ですが、仁淀川町以外は、どの町村と締結しているのか、そして町内の児童が、他の町村へ何人通園、通所しているのか、また、町外から何人来ているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

健康福祉課長（下川芳樹君）

お答えいたします。協定書につきましては、前段で御説明を申し上げましたとおり、公の施設の利用に関して、それぞれの公的機関同士での協定、それから議決を図らなければならないという地方自治法に基づくものでございます。

先ほどの議員の御質問の中で、既に委託をしている、つまり、佐川町からお願いをしている保育所、保育園についてはですね、平成 25 年度 12 名、地域外で委託をしております。重立ったものとしたしましては、日高村 5 名、それから仁淀川町 2 名、越知町 5 名というふうな状況でございます。この中で、越知町立越知保育園につきましては、それぞれ議会の議決を経ている、という状況でございます。

また、受託をしている部分、うちが、他の市町村から受けている

部分でございますが、平成 25 年度時点で 28 名となっております。これにつきましては、日高村との受託が 16 名、いの町からの受託が 4 名、それから仁淀川町との受託が 3 名、越知町との受託が 5 名というふうな状況でございます。

今回、仁淀川町の協定につきましては、今、既に受託をしている部分については、民民の関係でございます、特に、公の自治体同士の協定、それから議会の議決というものを必要としないというふうな状況でございますが、今回の場合には、公立の黒岩保育所のほうへの依頼ということになっておりますので、議会の議決を経る必要があるということでございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

6 番（中村卓司君）

これ、ちょいちょいこの議会に、この賛否を問うというのが出てくるんですけど、協定の期間というのが、この 1 年間で、ただし書きが云々と書いてますけど、これは、こういっても議会に承認を得ておかないかん問題じゃろうかということ、なぜそういうになっちゅうか聞かせていただきたいと思えます。

健康福祉課長（下川芳樹君）

協定につきましては、一度、協定をした状況が双方の自治体において破棄がない限りは継続していくという考え方で進めております。

特にですね、仁淀川町については、これまで公立間の協定がなかったということで、今回初めて、議会のほうで議決をしていただくような運びとなっております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 60 号、佐川町立保育所を仁淀川町住民の使用に供させることについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 61 号、字の区域及び名称の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 61 号、字の区域及び名称の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 62 号、工事請負契約の締結について、及び、日程第 14、議案第 63 号、工事請負契約の締結について、を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（榎並谷哲夫君）

それでは御説明申します。その前に、この追加提案につきましては、御承知のとおり急を要するというので、議案の提出後、入札をさしていただきまして、その経過いたしました。そして議会中ではございましたけども、追加提案をさしていただきますので、ひとつ御理解を願いたいと思います。

それでは、御説明を申し上げます。

議案第 62 号、工事請負契約の締結、につきましては、平成 25 年 6 月 6 日に入札を行いました。平成 25 年度名教館移築工事請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでご

ございます。契約の方法は、指名競争入札。契約金額は、4,380万6,000円。契約の相手方は、高知県高知市塚ノ原352番地、栄宝生建設株式会社、代表取締役山中栄広です。この工事は、現在、佐川小学校の敷地内にあります名教館を、歴史的風致維持向上計画の重点地区の中心地に移築するものです。移築後は、体験学習の場などとして使用する予定でございます。

議案第63号、工事請負契約の締結、につきましては、平成25年6月6日に入札を行いました。佐川町立黒岩中学校耐震補強及び大規模改造工事請負契約締結について、同条の規定により議会の議決を求めるものです。契約の方法は、指名競争入札。契約金額は、9,240万円。契約の相手方は、高知県高知市桜馬場8番20号、株式会社晃立、代表取締役嶋崎勝昭です。

以上が追加議案です。なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく御審議を願いますように。以上です。

産業建設課長（渡辺公平君）

追加議案第62号の工事請負契約の締結についての補足説明をさせていただきます。

参考資料のほうをごらんください。

参考資料、こちらは入札結果でございます。入札日時、25年6月6日。予定価格、5,153万8,200円。最低制限価格、4,123万350円。落札価格、4,172万円でございます。経過、第1回入札。落札者は、こちらのとおりでございます。指名業者は、こちらでございまして、7社でございます。指名業者7社でございまして、入札書記載金額については、こちらに記入のとおりでございます。

結果、栄宝生建設会社ということに落札者になったところでございます。

続きまして、図面のほうをごらんいただきましたら、まず、位置図をお示ししてございます。位置図、名教館、右上のところに記入しておりますが、浜口邸の、旧浜口家住宅のちょうど向かいになる町有地でございます。そちらのほうに佐川小学校より移築してまいりまして、もう1つの図面が、名教館の配置図でございますが、現在佐川小学校にございます名教館の建築物、名教館。それを一部分増築する形にしてございます。

先ほどの位置図のところでは、佐川小学校より移築、91.25平米となっております。それを、ここの上の図面の、名教館の平面図の上の端が多目的便所でございますが、それに続きまして、和室と

いうにございます。ここは教壇の間というふうになってございます。そして黄色い部分が畳2畳分がありますが、ちょうどこの横の点、点、点が入っておりますが、この部分を増築するようにしてございます。

これは、56年の発行の我が町の文化財と旧跡というところの中身見てみますと、名教館の当時の見取り図がでございます。敷地もありますので「なるだけ、その当時の姿を復活するような形で名教館を移築しては」ということで、このようにしてございます。

中身につきましては、名教館、当時、塾ですので、学びの場、佐川町の偉人、歴史文化、歴史的建造物、そういったものの学びの場として利用したいと考えております。なおまた、この平面図のほうを見ていただきますと、下のほうからが、ちょうど一番下の端に町道ございまして、その向かい側が旧の浜口家住宅になります。ここを入れて行きますと、大きな玄関が、建物玄関が、名教館の玄関がありまして、石段になってございます。

入ってから6畳の間があり、両側に8畳の間をつくります。これは耐震構造とか、そういった関係上で、ここは、両側は8畳の和室になります。そして、その奥へ行きますと、黄色いところは16畳。それからピンクのところは12畳。それからまた右のほうには、黄色いところ16畳。合計44畳の和室になりますが、これは、構造上壁をつくらなくても、ちょうどそれぞれ、この黄色とピンクは重なる位置で、柱は設置しないきませんが、44畳の大広間ができるわけです。

こうすれば、当時の名教館の姿がよみがえってくるわけでございます。さらに、この入り口の玄関、現在のものを移築しますので、石積みでございまして、裏玄関を入れていけるところにはスロープをつくっていくような形になります。

そしてこの面積は、建物本体が146平米。それから多目的便所6.22平米で152.22平米というような建造物になります。工期のほうは、来年1月31日までを考えてございます。どうぞよろしくお願いたします。

教育次長（岩本敏彦君）

私からは、議案第63号、工事請負契約の締結について、補足説明をさせていただきます。参考資料をごらんください。

ごらんの7社の指名業者により6月6日に入札を行いました。結果は、2社が辞退し、入札金額等はごらんとおりでございます。

株式会社晃立が 8,800 万円で落札し、税込み金額 9,240 万円で請負契約を締結してよろしいか、御審議をいただくものでございます。

次に、工事概要について説明をいたします。

図面をごらんください。当工事は、校舎と体育館が耐震診断の結果により耐震補強を行うとともに、各施設の老朽化した箇所を改修する大規模改造工事を行うものです。耐震補強工事につきましては、校舎は鉄骨アンカー、鉄骨ブレース工法による補強で、体育館はブレースの取りかえ、増設による補強等でございます。

大規模改造につきましては、校舎は外壁等の塗装、ひび割れ等の補修、外周りの窓については強化ガラスに、建具等のガラスについては飛散防止フィルムを、またこれにあわせて、非構造部材の落下物対策を行います。また、体育館は、床、壁の貼りかえ、強化ガラスに取りかえ、などの工事となっております。こちらのほうも、非構造部材の対策は、あわせて行っております。

工期は、10月31日となっておりますが、主な工事は、夏休み中に行い、2学期の授業には影響のないように計画をいたしております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

これで、議案第 62 号及び議案第 63 号の提案理由の説明を終わります。

日程第 13、議案第 62 号、工事請負契約の締結について、質疑を行います。

10 番（西村清勇君）

参考資料を見せていただきますと、7社で行っておりますけども、辞退した業者が4社ということで、3社しか入札は入らなかったということでもありますけども、4社も辞退するということは、お見かけどおり建物も古いと思いますので、やっても、もうお金にならないのか、それとも自分ところが仕事をたくさん持つておるのか、どっちかわかりませんが、建物自体がすごく古いので、また壊して、浜口邸の例のように、また追加がようけ出るんじゃないろうかというような心配をしておりますけども、余り追加工事が出ないように、ひとつお願いしたいと思っておりますけども、その点は、どうに考えておりますか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。この入札記録につきまして、辞退ということ、私、実施するほうとしても大変、指名をさしていただいて辞退とい

うのは、あんまり気持ちのええもんじゃないというに判断しますけども、これはやはり、これは入札制度の中で辞退というのは、これは当然、当事者の考え方でできるということですから、中身について、こちらがいちいち確認はしておりませんが、諸般の事情があったというに判断をいたします。

結果的に3社で競争ということですから、当初の目的の7社ということから考えますと、ちょっと残念には思いますけども、諸般の事情があったというに判断いたしております。

そして、確かに、浜口邸のときも、若干やっぱり当初から見誤ったところもございまして、増額変更ということになりまして大変皆さんにも御意見もいただいたところでもございますけども、このことも当初から設計変更増ありということで私どもは臨んでございません。

設計変更というのは、ほんとに万にやむを得ない事情が出た場合ということですから、これはもう当初からこの金額の中でおさめていただくような形で、業者の方にも協力をいただきたいと思いますし、また設計者のほうにも、設計者のほうは、かなり綿密にすみわけてございますので、このあたりも御協力いただいて、これは変更増がないような形で完成をさしていただくように願うところでございます。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

11番（今橋壽子君）

私も建築のことは、ほんとにずぶの素人ですが、今、西村議員が言いましたように、浜口邸のときは、いや、プロに頼んだわけやから、プロの方が、ああいうような後で追加予算をするということにもちょっと疑問を感じますし、そして、その責任はやはり町が取らないかんもんやおかなと思うことと、それと、やはり古い物を直すというのは、後の使い勝手も悪いし、普通の建物を建てるというのは、やはり新築のほうが、どれくらい安く仕上がって、また、後々の機能性も含めて使い勝手がいいんですが、けれど、これはあくまでも交付税をいただく1つの手段かもわかりませんが、どれくらい交付税の負担が追加できるような、県から国の予算が入りますか。そのことを。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。これは、あくまで町の単独自事業ということ

で、実施をさしていただいております。経過申し上げますと、歴まち法の指定のときに、これは国のほうから、実は名教館のものの場所と違うので、どうも歴まちの建物としては認定しにくいという経過がございました。そうしたことで国の補助はいただいておりますけれども、今度は、県の産業振興計画の中の観光事業の中で、県から補助をいただいて、今度移築するような格好になってございます。国の補助は、この中には含まれてございません。

4 番（岡村統正君）

この名教館の外構工事のことですが、ここに塀という図面で、塀が載っておりますけれども、この塀は、現在の塀ではなく新しい新設すると思いますが、これは、この工事金額の中に含まれていないと思われましてけれども、これは別途工事でやるおつもりでしょうか。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 23 分

再開 午前 10 時 26 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。塀のほうですが、この位置図をごらんいただきましたら、これが名教館移築工事の概要でございます。ちょっと先ほど私、説明のほうでも抜かっておりまして、まことに申しわけございませんでした。この下から 5 行目のところに、瓦葺き塀工事というのがございます。こちらでございます。

それから、先ほどの補助金、県のほうから 3 分の 2 の補助率で補助金が観光関係、産業振興のほうからも入るようになってございます。先ほどの今橋議員の御質問で答弁漏れがございましたので、その説明さしていただきました。

最初の御質問は岡村議員の御質問でございました。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 27 分

再開 午前 10 時 28 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに。

6 番（中村卓司君）

この予定価格とは、公表でやりましたでしょうか。それと、落札金額について 80.9%なんですけども、この金額については、満足のいくというか、評価ということ、あったら聞かせていただきたいと思いますが。

町長（榎並谷哲夫君）

予定価格については、町としては、原則公表してございます。そして落札率につきまして、これは、ここで安うとったからえいというふうには、なかなか私も申し上げにくい。やっぱり予定価格、きちっと決めてございますから。それは業者の方の、それぞれの事情があって、見積りあげていただいたというに判断をいたしております。

6 番（中村卓司君）

先ほどの皆さんの意見と重複をしますけれども、安けりゃええというもんでもないし、多分、この公表してですね、落札最低限度というのは 80%だったと思うんですが、で、公表すれば、大体の目安ってというのは業者わかってますんで、そのすれすれを、一番低いところで落とされたというところだと思いますけれども。安けりゃええというもんでもない、ということの前提置きまして、またですね、追加っていうものがあってはですね、やりにくいと思います。

これは、町長もおいでしましたけども、広域の消防のときにも、いろいろ議員から指摘が出て、追加っていうのは、よっぽどの理由がない限りはいかんぞ、というふうなくぎを刺した事例もございます。

ここで、そのことも申し上げたい。安けりゃええというもんでもないんですけども、よほどのことがない限り、追加っていうものはですね、余り軽々しくやるものではないというふうに思っておりますので、町長の所見がいただければ、ありがたいと思いますが。

町長（榎並谷哲夫君）

お答え申し上げます。先ほど、西村議員の質問にもお答えいたしましたけども、基本的には、受けていただくと、その中で処理をしていただくというのは、これ原則でございます。だから、変更、こ

れ、今まで変更がないという工事はあんまりないので、余り大きなことは言えませんけども。

例えば、土木工事なら、不測のことが出てきます。例えば、基礎の岩盤が深かったとか浅かったとか、そういう物理的なこと出てきます。

建築の場合、非常に難しゅうございまして、先ほど今橋議員から、新築のほうがもっと安いんじゃないかという話がありましたけども、そのとおりでございまして、古いのを移築するとなりますと、かなり建築事務所のほうでは、さまざまな調査をしていただいて、積算もしていただいておりますので、よもや間違いはないというふうに私、判断をいたしております。

だから、先ほど申し上げましたように、基本的には、もう変更増というのはないような形で、業者の方にも努力をしていただきたいと思います。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

8番（松本正人君）

今、62号について審議をしておりますけれども、この次の63号もですね、指名業者が、63号それから62号と同じでございましてけれども、62号の関係は、所管事務、担当事務が違うので、こういう表現になってるのかわからないけど、表現の仕方が違うので、それで、議案62号については、この落札日が、妙にどこ探しても妙によう見あたらんがですけれども、ひょっとしてこれは同じ日にやったきよね、都合上、同じ業者がよかったきそうしたのか、ようわかりませんが、数ある業者の中で、この業者を指名した理由ですよ、それをお聞かせ願いたいと思います。

この中には、県からですねペナルティを受けた業者もございまして。そういうことも含めてですね、どういう理由で指名されたのか、お伺いしたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

指名競争入札というのは、いろいろ議論がございまして、今、一般的には、一般競争入札に移行していくという傾向にございまして。そうしたことで、佐川町でもいろいろ議論をしてございましてけども、まだ一般ということにはいかないということで、指名競争入札を今、しようとしてとらしていただいておりますのが現状でございまして、その指名の、いわゆる業者選定の基本でございまして、基本的には、

これはやっぱり、こういう仕事の少ないときに、できるだけ地元業者、地元に関係する業者、これが地元のそれぞれの地域に経済的な波及があるということを考えておりますので、基本的には、地元業者の指名ということを基本にしてございます。

そうしたことで、今、この近隣には、もちろん個人の内容等も勘案して、そして業者の規模そして指名願いの、もちろん出てないと、指名できんわけでございますして、そういったさまざまな基準をクリアしながら指名をさしていただいております。

その中で、2つ目の、ペナルティの業者があったんじゃないかということでございます。そのとおりでございます。この中には、何社か、ペナルティを受けた業者がございます。ただこれは、もう既に、そのペナルティ期間を過ぎて、解除されたと。町も、県に準じて解除してございまして、その指名の資格を得て、指名をさしていただいたというのが、この現状でございます。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 62 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 63 号、工事請負契約の締結について、質疑を行います。

6 番（中村卓司君）

これも、入札を公表したというふうに思いますけれども。名教館の場合には、最低金額というのを表示があるんですけど、これがあったのかないのか。ちょっとこれでは、資料ではわかりませんので、それを教えていただきたいということと、97.62%となってますけど、97%になると、少し、疑われるというふうな数字ですよ、こ

それは。感覚的には。それは、ここでいろいろ、その情報があつたりなかつたりするということではないですけれども。

その数字について、もう一度その 80.9%の名教館に対して 97.62%というものを、どういうふうにとめておられるのか、再度、この問題で聞いてみたいと思いますが、いかがでしょう。

町長（榎並谷哲夫君）

当然、この 63 号につきましても、事前に予定価格というのは公表してございます。その上で、応札をしていただいたというのは経過がございます。その中で、結果的に辞退もございました。これは、先ほどの、西村議員の質問にもお答えしましたように、それぞれの会社の、いわゆる経営内容あるいはそのときの状況によって、いろいろ事情があると思います。そうしたことで辞退ということになったと思いますけれども。

その後の落札の事務につきまして、これは、私ども、この中で、以上になりますとちょっとこれはもう当然いかんわけですけれども、やっぱり以内ですから、これが、80 が適正で 97 が不適正というふうには、どうも行政としては、なかなか判断しにくうございます。

ということで今、中村議員からは、談合というような、そういう思いがあつて御質問されたと思いますけれども、私どもは、この数字によって、これ断ずることは、私としてはできませんので、これは適正に入札を行っていただいて、そしてそれぞれ業者の方の、いわゆる積み上げた内容の数字であるというふうに判断をいたしております。

6 番（中村卓司君）

それでですね、ど素人で申しわけございませんけれども、これ実施設計というのは、各、やられておる、学校でやられてる耐震化事業というのは、設計というのは業者さんが、たんび違うんですかね。それから、これをやった業者さんがどこの業者さんなのか、教えていただきたいと。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。耐震補強設計につきましては、入札で業者を決定しております。黒岩中学校は、総合企画設計というところが、設計をしていただきました。なお、昨年度の尾川小中学校も同じ業者であったというに記憶しております。

それから、平成 23 年度が黒岩小学校でしたが、その設計業者さんは森田設計さんだったと。いずれも入札で決定をしております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

8 番（松本正人君）

ひょっと説明であったかもしれませんが、これに、参考資料には、入札が行われた日が書いてありませんけれども、いつですかね。

教育次長（岩本敏彦君）

補足説明のときにお話しはしましたが、6月6日の同日でございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

1 番（森正彦君）

黒岩中学校耐震化工事で、大規模改造工事、強化ガラス取替、飛散防止フィルムの貼付、とあります。今までやってきた学校の耐震化の中で、全部これ、強化ガラス取替、飛散防止フィルムの取りつけは済んでますかね。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。昨年度の尾川小中学校からやりだしまして、引き続き黒岩中学校でもやるということにしております。で、それ以前の学校はやっておりませんので、それにつきましては、非構造部材の耐震対策を平成 27 年度までに済ます予定にしておりますので、その際に、あわせて強化ガラス、飛散防止フィルムの貼付を考えたいと思っております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 63 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、所管事務調査報告について、を議題とします。

総務文教常任委員会の所管事務調査について、報告を願います。

総務文教常任委員長（徳弘初男君）

（以下、「調査報告書」朗読）

以上、報告いたします。

大変申しわけございません。町長の名前が抜けておりますが、実際、町長は御同行願ったことをごさいました。大変、委員長としておわびを申し上げます。

議長（永田耕朗君）

以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会の所管事務調査について、報告を願います。

（「休憩願います」の声あり）

休憩します。

休憩　　午前 10 時 47 分

再開　　午前 10 時 49 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告を願います。

産業厚生常任委員長（松本正人）

（以下、「調査報告書」朗読）

なお、ここに書かれています総工費ですけど、総工費については、現在は、補正で変わっております。それから、25 年 9 月末の予定ですけど、現在は、10 月末という、10 月というふうに言われておりますけども、この時点ではそういうことであったということで補足をいたしておきます。以上です。

議長（永田耕朗君）

以上で、産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

日程第 16、議員派遣について、を議題とします。

お諮りします。

議会議員研修会の議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会議員研修会の議員派遣は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、北見市佐川町姉妹都市盟約調印 25 周年記念事業の議員派遣について、お諮りします。

この件について、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、北見市佐川町姉妹都市盟約調印 25 周年記念事業の議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいまの議員派遣の件に関し、変更がありました場合の措置については、議長に委任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいまの議員派遣の件に関し、変更がありました場合の措置については、議長に委任することに決定しました。

日程第 17、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長 (榎並谷哲夫君)

6 月定例会の終わりに当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上

げたいと思います。

この7日に開会されまして、8日間の日程でございました。私どもが提案を申し上げた議案につきましては、報告案件等含めて多数提案をさしていただきまして、いずれの議案も全会一致で御承認をいただきまして、まず、厚く御礼を申し上げたいと思います。

その中で、さまざまな議論をいただきました。特に、新しいスタートとなります観光協会、これの今後のあり方、そして観光拠点とする上町地区の歴まちによる構造物の運営、あるいは将来の活用方針、そしてそれに絡みます人員派遣、そしてその運営に関する内容等についての、いわゆる詳細な報告も必要だと、そうした非常に貴重な意見も賜りました。

このことについては、今後、せつかく、かなりの費用を投じてスタートさしていただいた施設、あるいは組織でございますので、これは職員一同そしてまた議員の皆さん、また町民の皆さんにも御協力をいただきながら、初期の目標に向かって鋭意努力をしていきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

また、先ほど御議論いただきました追加議案につきましては、これ諸般の事情がございまして、大変、追加を、最終日に追加をさしていただいて、議論もいただきました。その入札内容、あるいは契約内容についての御意見も賜りました。これは、やはり町民の方々には、きちっと理解していただくような内容で、今後とも、こういう問題には取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

なお、この2つの追加議案の工事の請負契約の締結につきましては、これは学校関係の事業になりますので、夏休み等、生徒にあんまり関連しない間にやらなければならないと、そういう非常に、工期も限られた中でございますので、行政の方には、そういったことも踏まえて、ぜひ努力をしていただいて、初期の目標を完成さしていただいたらとそんな思いで、なお、執行部としては、監督等について鋭意、きちっと守られるような監督指導も行ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解も願いたいと思います。

さて、私も任期まで残すところ 136 日になりました。ほんとに、まだ、次の9月議会がございまして、9月議会で何が起こるか、ちょっと私も想定できませんけども、なお、先ほど申し上げました、この残る 136 日の間、私は、やっぱり精いっぱい努力をして、でき

るだけ町民の皆さんの負託に応えるよう、これは批判もございませう、その批判もきちっと受けとめて、そして次の指導者の方にバトンタッチをしていっていただいたらというに考えておるわけでございませう。

なお、残る 136 日でございませうけれども、皆さん御承知のとおり、副町長が、ああいう形で新聞紙上に出されまして、辞表の話がございませう、来週の月曜日に、もって辞職されるという話がございませう。そうなると、残りの 134 日、3 日は、片肺飛行になるわけでございませうから、その点も、議員の皆さんにも、ぜひ御理解をいただいて、今後の行政の運営にも御協力いただいたらというに考えております。

いよいよ夏本番。来月は、国政選挙、参議院の選挙が、21 日の投票がもう確定してございませう、もう残すところ、もう 1 カ月を、ちょっと余るわけでございませうけれども、国政選挙というのは、これまでもさまざまな御意見をいただきましたけれども、やはりこれから日本の将来をどうしていくかという大変重要な、私は、選挙になるというに考えておりました、それぞれ、その有為な人たちに代表になっていただきたいというに思っておるわけでございませう。

そして、つけ加えまして、私は、先ほど申し上げましたように、任期満了で引退させていただくというふうになってございませうけれども、議員の皆さんには、まだこれから次の選良となって、この町政を担っていただく大きな役割があるわけでございませうから、どうか任期までは全うしていただいて、次の選挙にもぜひ頑張ってください、継続して佐川町の発展そして住民の福祉向上に、ぜひ寄与していただくことを、よろしくお願いを申し上げたいと思います。ほんとに 8 日間の長丁場でございませうけれども、さまざまな御意見賜りました。

職員一同肝に銘じて、私は、残すところ 136 日を、最大の努力をしまいませうし、また職員は、それぞれの立場で最大の努力をしまいませう、こういう厳しい状況の中でございませうけれども、住民の方々の福祉の向上、そして元気な町になっていただくように努力をしまいたいと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げまして、終わりに当たりましての終わりの御挨拶にさせていただきます。ほんとに 8 日間ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

本日の会議は、これもちまして終わります。
平成 25 年 6 月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 11 時 3 分